

つりの支援を行っていきま
す。

市民サービスの充実した
街づくりとして、引き続き
行財政改革に積極的に取り
組むとともに、広報やちま
たや議会だよりによる情報
提供や職員の接遇研修によ
る意識改革を図りたいと考
えています。

条 例

◆八街市人事行政の運営等
の状況の公表に関する条例
の制定

地方公務員法の一部改正
により、職員の任用、給与、
勤務時間その他の勤務条件
など人事行政の運営の状況
に関し、公表が義務づけら
れることから、新たに制定
するものです。

◆八街市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部
を改正する条例の制定

国では、職業生活と家庭
生活との両立支援を一層推
進するため、育児又は介護
を行う職員について、早出
遅出の勤務ができるよう人
事院規則等が改正されたの
で、本市でもこの早出遅出
勤務を導入するため改正す

るものです。

◆非常勤の特別職の職員等
の報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する
条例の制定

◎改正点
1、英語指導助手等4つの
職について廃止するもの
で、事業形態の変更や事業
の廃止によるものではありません。
2、火災等の災害時や警戒、
訓練等に消防団員が出勤し
た場合の費用弁償について
整備するものです。
3、旅費のうち日当を廃止
するものです。

◆八街市特別職の職員の給
与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定

旅費の見直しに伴い、特
別職の職員の旅費のうち日
当を廃止するものです。

◆八街市特別職の職員等の
給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例の制定

特別職（市長、助役、収
入役、教育長）の給料を減
額していますが、厳しい財
政状況を考慮し、4月1日
から18年3月31日までの間
さらに減額を（月額3万5
千円〜2万6千円）行うた

め、改正するものです。

◆八街市一般職の職員の特
殊勤務手当に関する条例を
廃止する条例の制定

特殊勤務手当を廃止する
ことにより、条例を廃止す
るものです。

◆八街市職員の旅費に関す
る条例の一部を改正する条
例の制定

一般職の旅費のうち日当
を廃止することに伴う改正
です。

◆八街市文化財保護に関す
る条例の一部を改正す
る条例の制定

文化財保護法の改正
に伴う改正及び指
定文化財の管理等に
必要な経費の負担者
を明確にするため、
改正をするものです。

◆八街市保育所設置
に関する条例の一部
を改正する条例の制
定

二州第一保育園
舎を建て替えたこと
により、新園舎の位
置が変わるため条例
を改正するものです。



▲二州第一保育園

◆八街市在宅重度知的障害
者、ねたきり身体障害者及
びねたきり老人養護手当支
給条例の一部を改正する条
例の制定

県の補助金交付要綱の改
正による補助基準額の引き
下げや新たな所得制限の導
入に伴い、在宅重度知的障
害者及びねたきり身体障害
者の養護者に対する手当に
ついて、その支給額を引き
下げ、支給対象要件として
所得制限を新たに設けるほ
か、ねたきり老人は、ほと
んどが介護保険制度を利用

していることからねたきり
老人を支給対象外とするも
のです。

◆八街市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例の
制定

平成16年度税制改正によ
り、土地、建物等の長期譲
渡所得に係る特別控除及び
他の所得との損益通算が廃
止されたことにより、国民
健康保険税の課税に関し、
条例の整備を行うものです。

◆八街市国民健康保険出産
費資金貸付基金の設置及び

管理に関する条例の制定

出産育児一時金は、被保
険者が出産した場合に支給
していますが、その支給を
受けるまでの間、出産費用
を支払うための資金貸付け
事業を、基金を設置して平
成17年度から実施するため、
条例を制定するものです。

◆八街市土地の埋立て等及
び土砂等の規制に関する条
例の制定

埋立て区域の面積が50
0㎡以上3千㎡未満のもの
は、市独自の考え方で規制
の強化等を図ってきました
が、今回、埋立て区域の面
積の範囲を拡大し、3千㎡
以上の物件についても市の
許可事務として取り扱うこ
とで県との協議が整ったた
め、現行の条例を廃止し、
県条例との整合を図り、新
たに制定するものです。
(6月1日から施行)

◆八街市水道企業職員の給
与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例
の制定

一般職の職員と同様、水
道企業職員も特殊勤務手当
を廃止するための改正です。